

土木工事標準積算基準及び設計業務等標準積算基準の改正に伴う特例措置について

令和6年4月5日
郡山市契約検査課

福島県においては、土木工事標準積算基準（令和5年10月1日）及び設計業務等標準積算基準（令和5年10月1日）（以下「旧積算基準」という。）が改正され、見直しされた積算基準（以下「新積算基準」という。）が令和6年4月1日より適用され新積算に係る特例措置を講じています。

本市においても福島県に準じて、下記事項により特例措置を定めます。

1 工事

(1) 措置の内容

(2) に定める受注者は、郡山市工事請負契約約款第 59 条の規定に基づき、旧積算基準による積算に基づく契約を、新積算基準による積算に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

(2) 適用対象工事

令和6年4月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧積算基準を適用して予定価格を積算しているものであって、新積算基準による積算で予定価格に変更が生じるもの。

(3) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

(4) その他

本特例措置に基づく請負代金額変更の受注者からの協議の請求期限については、契約締結日から起算し 30 日以内となります。

2 測量並びに工事の設計及び工事に関する調査

(1) 措置の内容

(2) に定める受注者は、郡山市委託契約約款第 38 条の規定に基づき、旧積算基準による積算に基づく契約を、新積算基準による積算に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

(2) 適用対象業務委託

令和 6 年 4 月 1 日以降に契約を締結する業務委託のうち、旧積算基準を適用して予定価格を積算しているものであって、新積算基準による積算で予定価格に変更が生じるもの。

(3) 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとします。

$P_{\text{新}}$: 新積算基準により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

(4) その他

本特例措置に基づく請負代金額変更の受注者からの協議の請求期限については、契約締結日から起算し 30 日以内となります。